

新旧対照表

(傍線部は改正部分)

新 (第2期)	旧 (第1期)
1. 募集概要 (1) (略) (2) 募集する提案及び事例 次の①の提案及び②の事例を募集します。 ① 【A_改修提案】これから改修しようとする中小ビルについて、社会課題に対応することによりバリューアップを図ろうとする改修の提案で次の要件を満たすもの i・ii (略) iii 時期 募集開始(令和7年2月25日)時点において、改修しようとする物件の現状調査に<u>未着手な事項があつて</u>、令和7年度末までに当該調査及び改修の具体的な検討に着手する予定であり、かつ、当該検討後改修工事に着手する予定であること ② (略) (3) 募集の対象とする中小ビル 次の要件を満たす中小ビルを対象とします。 ①・② (略) ③ 用途 改修前の用途が<u>住宅以外の用途</u>であること (4)・(5) (略) (6) 物件登録・実績登録(【A_改修提案】に応募する「中小ビルオーナー等」のみ対象) これから改修しようとする中小ビルオーナーが、不動産のバリューアップに寄与する改修の検討ができるよう、当該中小ビルオーナーと当該改修に係る企画・提案からリーシングまでをサポートする事業者(以下「改修提案者」という。)とがマッチングできるプラットフォームとして、それぞれの事業	1. 募集概要 (1) (略) (2) 募集する提案及び事例 次の①の提案及び②の事例を募集します。 ① A_改修提案】これから改修しようとする中小ビルについて、社会課題に対応することによりバリューアップを図ろうとする改修の提案で次の要件を満たすもの i・ii (略) iii 時期 募集開始(令和7年2月25日)時点において、改修しようとする物件の現状調査に<u>未着手で</u>、令和7年度末までに当該調査及び改修の具体的な検討に着手する予定であり、かつ、当該検討後<u>速やかに</u>改修工事に着手する予定であること ② (略) (3) 募集の対象とする中小ビル 次の要件を満たす中小ビルを対象とします。 ①・② (略) ③ 用途 改修前の用途が<u>賃貸事務所(複合用途含む)</u>であり、<u>改修部分に賃貸事務所の専有部を含むもの</u>であること (4)・(5) (略) (6) 物件登録・実績登録(【A_改修提案】に応募する「中小ビルオーナー等」のみ対象) これから改修しようとする中小ビルオーナーが、不動産のバリューアップに寄与する改修の検討ができるよう、当該中小ビルオーナーと当該改修に係る企画・提案からリーシングまでをサポートする事業者(以下「改修提案者」という。)とがマッチングできるプラットフォームとして、それぞれの事業

者について、次の情報の登録をしていただきます。

【A_改修提案】に応募する中小ビルオーナーは、事前に、次に規定する物件登録をし、同じく次に規定する実績登録をした改修提案者と連携体制を構築の上、共同で【A_改修提案】に応募する必要があります。

- ① (略)
- ② 登録の方法

次のフォームからそれぞれ物件登録又は実績登録を行ってください。

- i 物件登録：<https://forms.office.com/r/PBUkeXPL72>
- ii 実績登録：<https://forms.office.com/r/nBjlrDaKq>

- ③ 登録の期間

次の期間に登録を受け付けます。なお、物件登録又は実績登録だけでは本事業に応募したことにはなりませんのでご注意ください。

- i 物件登録：[令和7年7月29日\(火\)～令和7年10月31日\(金\)](#)
- ii 実績登録：[令和7年7月29日\(火\)～令和7年10月31日\(金\)](#)

- (7) (略)

- (8) 募集の期間

【A_改修提案】及び【B_既改修事例】ともに、次の期間で募集を行います。

第2期 募集期間：[令和7年7月29日\(火\)～令和7年10月31日\(金\)](#)

[17時必着](#)

- (9)～(11) (略)

2. 応募提案及び事例の評価等

- (1) (略)
- (2) 評価方法
(略)

【A_改修提案】の採択は[10件\(第1期採択件数を含む\)を上限](#)とし、外

者について、次の情報の登録をしていただきます。

【A_改修提案】に応募する中小ビルオーナーは、事前に、次に規定する物件登録をし、同じく次に規定する実績登録をした改修提案者と連携体制を構築の上、共同で【A_改修提案】に応募する必要があります。

- ① (略)
- ② 登録の方法

次のフォームからそれぞれ物件登録又は実績登録を行ってください。

- i 物件登録：<https://forms.office.com/r/gf44DFEa3J>
- ii 実績登録：<https://forms.office.com/r/jD1dDn25bT>

- ③ 登録の期間

次の期間に登録を受け付けます。なお、物件登録又は実績登録だけでは本事業に応募したことにはなりませんのでご注意ください。

- i 物件登録：[令和7年2月25日\(火\)～令和7年6月17日\(火\)](#)
- ii 実績登録：[令和7年2月25日\(火\)～令和7年3月25日\(火\)](#)

- (7) (略)

- (8) 募集の期間

【A_改修提案】及び【B_既改修事例】ともに、次の期間で募集を行います。[なお、第1期募集で採択件数の目安\(2.\(2\)参照\)に達した場合、第2期募集は行いませんので予めご注意ください。](#)

[第1期 募集期間：令和7年2月25日\(火\)～令和7年6月17日\(火\)](#)

[17時必着](#)

第2期 募集期間：[令和7年8月～令和7年11月目処](#) 第2期募集を行う場合は、改めてプレスリリース等でご案内します。

- (9)～(11) (略)

2. 応募提案及び事例の評価等

- (1) (略)
- (2) 評価方法
(略)

【A_改修提案】及び【B_既改修事例】の採択は[それぞれ10件程度を目安](#)

部委員会の評価を踏まえ、中小ビルのバリューアップ改修投資促進の参考となる蓋然性が高いと考えられるものを国土交通省において採択します。 (略) (3) 評価の視点 ① 特定の社会課題に対応することにより、不動産のバリューアップを図る改修であること。 ②～④ (略) (4) (略) 3～6 (略)	とし、外部委員会の評価を踏まえ、中小ビルのバリューアップ改修投資促進の参考となる蓋然性が高いと考えられるものを国土交通省において採択します。 (略) (3) 評価の視点 ① 特定の社会課題に対応することにより、不動産のバリューアップを図る改修であること。<u>特に、社会課題として、成長企業の人材確保、地方創生、既存不適格物件の遵法性確保に対応する取組を高く評価します。</u> ②～④ (略) (4) (略) 3～6 (略)
--	--